

令和8年おおいた夏の事故ゼロ運動実施要綱

1 目的

本運動は、「令和8年度大分県交通安全県民運動実施要綱」に基づき、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、県民総ぐるみ運動として展開し、夏季における交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 主催

大分県交通安全推進協議会

3 期間等

(1) 実施期間

令和8年7月9日（木）～同年7月15日（水）までの7日間

(2) 一斉行動（街頭啓発）日

7月9日（木）、7月15日（水） 早朝または夕刻における街頭啓発日

4 運動重点

- (1) 横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進
- (2) 高齢者とこどもの安全な通行の確保
- (3) 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの理解・遵守の徹底
- (4) 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

【趣旨】

- (1) 県内では、横断歩道横断中の歩行者事故が年間100件以上発生しており、その要因として横断歩道におけるドライバーの歩行者優先の意識が低いことや、歩行者側にも法令違反が認められることが挙げられる。このため、ドライバー・歩行者双方の交通安全意識の向上が必要である。
- (2) 全交通事故死者数に占める高齢者の割合について、令和7年中は約6割、令和8年中は4割と、全体の約半数で推移していることから高齢者の安全確保が課題となっている。また、次代を担う子どもたちを事故から守るため、こどもの行動範囲が広がる夏休みシーズンに先立った対策を講じる必要がある。
- (3) 県内の自転車乗車中のヘルメット着用率は全体的に上昇傾向ではあるが、大人の着用率は未だ低調な傾向にある。また、県内で発生した自転車事故のうち、半数以上の自転車運転手に交通違反が認められる。4月から自転車に対する交通反則通告制度が開始されたことをうけ、自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの理解と遵守の徹底が必要である。
- (4) 県内では、一般道路における後部座席のシートベルト着用率が全国平均より低い。夏季は、帰省やレジャー等による長距離運転時において、漫然な運転に起因する事故の発生が

懸念されることから、万が一の事故の発生に備え、シートベルトの全席着用やチャイルドシート
の正しい使用を徹底する必要がある。

5 運動重点に関する主な推進項目

- (1) 横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進
 - ・ ドライバーは、横断歩道手前では横断中または横断しようとする歩行者等の有無を確認し、歩行者等がいる場合は必ず一時停止するなど歩行者等優先を徹底する。
 - ・ 歩行者は、道路横断時に手をあげるなど、ドライバーへの意思表示を明確にする。
- (2) 高齢者とこどもの安全な通行の確保
 - ・ 高齢者やこどもの特性に配慮し、優しいマナーと思いやりのある運転に努めるよう交通安全意識の醸成を図る。
 - ・ 病院、高齢者施設等、高齢者が集まる場所や、通学路、学校周辺等こどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。
- (3) 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの理解と遵守の徹底
 - ・ 自転車等利用時のヘルメット着用努力義務の周知・指導を行う。
 - ・ 自転車安全利用五則を活用し、交通反則通告制度に即した自転車の交通ルールの広報啓発を推進する。
- (4) 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - ・ 後部座席を含む全ての座席のシートベルト着用義務と、チャイルドシートの確実な取付けなど正しい使用方法についての周知・指導を徹底する。

6 運動の実施要領

- (1) 運動期間中は、当協議会を構成する交通安全関係機関・団体が連携を密にし、より効果的な活動を展開すること。
- (2) 組織の特性を最大限に活かし、県民が参加しやすい効果的な諸活動を展開すること。
- (3) マスメディア、インターネット（SNS）、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して、広報啓発活動を活発に展開することで、交通安全意識の高揚を図ること。
- (4) 所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守した安全運転を励行させるとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段配意すること。
- (5) 本運動の実施に当たっては、家庭や地域・学校・職場等における交通事情に応じた活動を展開すること。